

転校(転居)の手続き

◆引越ししがきまったときの手続きについて◆

～黒田小学校から校区外への転出～

転居が決まつたらできるだけ早く学校へ連絡してください。

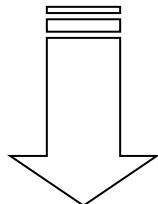
(新しい住所や学校名・転居の時期など、分かっていればお知らせください。)

学校では、転校に必要な書類の作成や教材費等の精算をします。



◇転居前に・・・

- ・教材費の精算をします。
- ・学校で次の書類を受け取ります。
①「在学証明書」
②「転学児童教科用図書給与証明書」



◆転校される方へ◆

転居が決まつたら、保護者の方からも
転居先の学校へ連絡をしてください。
手続きがスムーズに進みます。

◎転居先の学校へは こんなことを伝えてください。

- ・児童名、学年、生年月日
- ・保護者名
- ・転校前の学校名
- ・転校する日(予定)
- ・保護者連絡先(転校前・後)
- など



◇転居後は・・・

- ・転居先の市区町村役場等で転入及び転校の手続きをします。
- ③「入学通知書」を受け取ります。
- ・転校先の学校へ行き、書類①・②・③を提出します。

※住民票の異動をすると、その日から転居先の学校へ通うことになります。

◆今まで使用した教科書はどうする?◆

転居先の学校でも同じ教科書を使用する場合は、持っている教科書を引き続き使います。引越しの際に処分しないようご注意ください。

また、転校先でもスポーツ振興センターは引き続き加入します。

◆2学期途中に引越しをします。

今学期中は今の学校に通わせたいけれど…◆

在学中に校区外に引越しをした場合、お子さんは住所により指定された学校に就学をするのが原則ですが、教育上配慮が必要な場合は、保護者の申請により、区域外就学(市外転出)または学区外通学(市内転出)が認められる場合があります。このような場合は、事前に教育委員会または学校へご相談ください。

◆引っ越ししたけれど学校は同じ。

学校へ連絡は必要?◆

～黒田小学校の校区内の転居～
転居が決まつたらできるだけ早く学校へ新しい住所をお知らせください。

